

◆東邦A I w a y sカード<V I S A>会員規約改定 (2022.4.1)

変更前	変更後
<p>第1章 一般条項</p>	
<p>第9条 (カードの貸与と取扱い)</p>	
<p>2. カードの所有権は銀行に属し、カード及びカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p>	<p>2. カードの所有権は銀行に属し、カード及びカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。 3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入（当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします）その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p>
<p>会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入（当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします）その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。 ①買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ②販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ③販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの ⑤上記各号に類すると当社が判断するもの</p>	<p>本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。 ①買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ②販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ③販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの ⑤上記各号に類すると銀行が判断するもの</p>
<p>3. 会員は、カード及びカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。</p>	<p>4. 会員は、カード及びカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。</p>
<p>4. カード及びカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。</p>	<p>5. カード及びカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。</p>
<p>6. 会員は、第3項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。 7. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当社から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。</p>	<p>6. 会員は、第3項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、銀行に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。 7. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは銀行から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。</p>

変更前	変更後
<p>第12条（カードの利用枠）</p>	
<p>12. 本条に定める利用枠は、銀行が適当と認めた場合には、銀行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から異議のある場合を除きます。なお、本条第7項、第8項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。</p>	<p>12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、銀行が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、銀行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から異議のある場合を除きます。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。</p>
<p>第15条（会員保障制度）</p>	
<p>4. 会員は、損害のてん補を請求する場合において、銀行が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に銀行が損害のてん補に必要と認める書類を銀行に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。</p>	<p>4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、銀行が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に銀行が損害のてん補に必要と認める書類を銀行に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。</p>
<p>6. 本会員は銀行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で銀行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず、第三者から金員を受領した場合</p>	<p>6. 本会員は銀行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で銀行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず、第三者から金員を受領した場合</p>
<p>第18条（代金お支払い口座及び決済日）</p>	
<p>3. 銀行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに銀行指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員はVpass会員規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、銀行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、銀行指定の方法により銀行へ申し出るものとし、銀行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、銀行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。銀行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が銀行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる銀行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に銀行に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>	<p>3. 銀行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに銀行指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員はVpassID規約、WEB明細特約に同意の上、銀行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、銀行指定の方法により銀行へ申し出るものとし、銀行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、銀行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。銀行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が銀行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる銀行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に銀行に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>
<p>第2章 個人情報の取扱</p>	
<p>第33条（個人情報の収集・保有・利用等）</p>	
<p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p>	<p>※なお、上記の銀行の具体的な事業内容については、銀行所定の方法（インターネットの銀行ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p>
<p>※全国銀行個人信用情報センター及び株式会社シー・アイ・シー並びに株式会社日本信用情報機構は、それぞれ提携信用情報機関として、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。</p>	<p>削除</p>
<p>第37条（利用の中止の申出）</p>	
<p>会員は、第33条第2項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、入会後に銀行に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、銀行の窓口連絡するものと</p>	<p>会員は、第33条第2項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、入会後に銀行に対しその中止を申出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、銀行の窓口連絡するものと</p>
<p>第38条（個人情報の開示・訂正・削除）</p>	
<p>① 銀行に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の銀行相談窓口連絡するものとします。</p>	<p>① 銀行に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の銀行相談窓口連絡するものとします。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、銀行所定の方法（インターネットの銀行ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。</p>

変更前	変更後
第3章 カードによる取引と利用代金の支払	
第42条 (カードショッピング)	
<p>6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 会員は、銀行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また会員は、銀行が必要であると判断したときに、会員に代わって銀行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する銀行以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、銀行から複数のカードを貸与している場合には銀行が貸与している別カードへの変更を含むものとします</p>	<p>6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 会員は、銀行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとします。また会員は、銀行が必要であると判断したときに、会員に代わって銀行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する銀行以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、銀行から複数のカードを貸与している場合には銀行が貸与している別カードへの変更を含むものとします</p>
第46条 (リボルビング払い)	
<p>3. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、銀行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。</p>	<p>3. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、銀行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。</p>
第50条 (支払停止の抗弁)	
<p>⑤ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p>	<p>⑤ 第9条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p>
第4章 キャッシング条項	
<ご相談窓口>	
<p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のV J 紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><V J 紛失・盗難受付デスク> フリーダイヤル 0120-919456</p>	<p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のV J 紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p style="text-align: center;">株式会社東邦銀行クレジットカードセンター 024-521-5601 平日9:00~17:00 (土・日・祝日除く) <V J 紛失・盗難受付デスク></p>

変更前	変更後
ETCカード特約（個人用）	
第8条（会員保障制度）	
3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。	3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
第10条（ETCカードの有効期限）	
1. ETCカードの有効期限は、銀行が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。	1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。会員は有効期限経過後のETCカードを直ちに切断・破棄するものとします。
第14条（免責）	
4. 銀行は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。	4. 銀行は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
第14条（免責）	
	5. 会員は、銀行及び道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETCカードを第3条第1項に定める利用目的以外の用途に利用（以下「多目的利用」という）することができる場合があります。この場合において、会員は、会員規約、本特約および多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従ってETCカードを利用するものとします。当社は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては一切の責任を負担せず、当該サービスに関連して生じる一切の紛議（ETCシステムや車載器に係るものも含む）の解決及び損害賠償についても責任を負わないものとします。

変更前	変更後
WEB明細特約	
<p>第1条（本サービスの内容）</p> <p>1. 「カードご利用代金WEB明細書サービス」（以下、「本サービス」という）は、株式会社東邦銀行（以下、「銀行」という）が発行したカード保有者（以下、「会員」という）に対し、銀行発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用特約に規定された方法により提供するサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスには、割賦販売法第30条の2の3各項に規定される書面が電磁的方法により交付されることが含まれます。</p> <p>3. 銀行は、本サービスの申し込みを行った会員に対しても、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本サービスの提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>	<p>第1条（内容）</p> <p>1. 「WEB明細」（以下、「本明細」という）は、株式会社東邦銀行（以下、「銀行」という）が発行したカード保有者（以下、「会員」という）に対し、銀行発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細情報を銀行指定のウェブサイトで閲覧に供するものです。会員は、本特約に規定された方法により当該ウェブサイトを閲覧することで、カード利用代金明細情報を確認することができます。</p> <p>2. 本明細には、割賦販売法第30条の2の3各項に規定される情報提供、および貸金業法第17条第6項に規定される書面の交付が電磁的方法により交付されることが含まれます。</p> <p>3. 第2項に関し、平成19年12月19日（以下、「基準日」という。）以前に本明細の申し込みを行った会員が、本サービスにて貸金業法第17条第6項に規定される書面を電磁的方法により交付を受ける場合（以下、「法定書面の電磁的交付を受ける場合」という。）は、銀行が別途定める方法にて承諾を得るものとします。ただし、基準日以前に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、既に貸金業法施行令第3条の4第1項に定める承諾（以下、「法定承諾」という。）を得ている場合には、別途承諾を得ることは不要とします。また、基準日より後に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、法定承諾を得ていない場合には、銀行が別途定める方法にて承諾を得るものとします。</p> <p>4. 銀行は、法令で定める場合においては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。</p> <p>5. 銀行は、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本明細の提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>
<p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>本サービスの利用を希望する会員は、本利用特約を承認したうえで、銀行の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員は、本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスは、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p>	<p>第2条（本明細の閲覧方法）</p> <p>1. 会員は、本明細の閲覧にあたり、本特約を承認したうえで、銀行の定める方法により本明細を閲覧するための登録を行う必要があります。登録が完了した場合に、本明細登録会員は、本明細の閲覧が可能となります。</p> <p>2. 会員は、本明細の閲覧にあたり、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整える必要があります。</p> <p>3. 会員は、前項の環境を整えることができない場合を含み、銀行に対して申出をした場合であって銀行が承諾した場合あるいは法令で銀行が義務づけられる場合に限り、カード利用代金明細書を郵送にて受領することができます。なお、郵送にあたっては、当該書面の送付が銀行の義務に属する場合を除き、会員規約に従い、銀行は所定の手数料を請求することができるものとします。</p>

変更前	変更後
<p>第3条 (カード利用代金明細書の通知方法)</p> <p>1. 銀行は、電子化されたカード利用代金明細書（以下、「WEB明細書」という）の作成が完了した旨を、会員が届け出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信、または、電子メールアドレスの届け出がない場合は会員が届け出た住所に宛てて通知書を送付します。会員は、当該電子メールまたは通知書を受領後直ちに、当該電子メールまたは通知書において指定されたウェブサイトでWEB明細書を閲覧し、パソコン等でデータを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、銀行に届け出るものとします。</p> <p>なお、WEB明細書を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等からインターネット</p> <p>2. 会員の本サービス利用期間中は、第4条第2項の場合および銀行が必要と判断した場合を除いて、銀行から会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。</p>	<p>第3条 (WEB明細の通知方法)</p> <p>銀行は、本明細の作成が完了した旨を、会員が届け出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信します。なお、電子メールアドレスの届け出がない場合は銀行が定める適当な方法で通知する場合があります。会員は、当該電子メールまたは通知書を受領後直ちに、指定されたウェブサイトで本明細書を閲覧し、パソコン等でデータを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、銀行に申し出るものとします。なお、本明細書を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等からインターネット接続のうえ本明細書を参照し、印刷するものとします。</p>
<p>第4条 (電子メールアドレス)</p> <p>2. 会員は、銀行から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を銀行から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。銀行にて電子メール不着と認識されている期間は、当該会員へカード利用代金明細書等を郵送します。</p>	<p>第4条 (電子メールアドレス)</p> <p>2. 会員は、銀行から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を銀行から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。銀行にて電子メール不着と認識されている期間は、銀行が定める適当な方法で通知する場合があります。</p>
<p>第5条 (ハンドルネーム)</p> <p>1. 会員が本サービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム（会員宛て電子メールに挿入される仮名）には会員の本名を使用することはできません。</p>	<p>第5条 (ハンドルネーム)</p> <p>1. 会員が本明細を利用する際に必要となるハンドルネーム（会員宛て電子メールに挿入される仮名）には会員の本名を使用することはできません。</p>
<p>第6条 (本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容)</p> <p>本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、銀行ホームページにて指定するものとします。なお、本サービスを利用するにあたり、銀行がサービス利用環境を変更した場合、会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。</p>	<p>第6条 (本閲覧に必要な情報通信技術の種類および内容)</p> <p>本明細の閲覧に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、銀行ホームページにて指定するものとします。なお、本明細を閲覧するにあたり、銀行が本明細の閲覧利用環境を変更した場合、会員は速やかに閲覧環境を整えるものとします。</p>
<p>第7条 (本利用特約の適用および変更)</p> <p>銀行は、銀行が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本利用特約を変更できるものとします。</p>	<p>第7条 (本特約の適用および変更)</p> <p>銀行は、銀行が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本特約を変更できるものとします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p>
<p>第8条 (本サービスの利用の中止等)</p>	<p>第8条 (本明細の閲覧の中止等)</p>
<p>1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、銀行が指定する方法により届け出るものとします。</p> <p>2. 銀行が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、銀行は当該会員の本サービスの登録を、当該会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。</p> <p>3. 会員が、銀行が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、会員は速やかに本サービスを解約するものとします。</p> <p>4. 銀行が本サービスの利用を認めないと判断したときは、銀行は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。</p> <p>5. 会員が理由の如何に関わらず銀行カードを解約した場合は、本サービスの利用は、同時に終了するものとします。</p>	<p>削除</p> <p>1. 銀行が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、銀行は当該会員の本明細の登録を、当該会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。</p> <p>2. 会員が、銀行が指定する本明細閲覧環境を整えられないことが原因で、本明細を正常に閲覧できないことがあることを会員は承諾します。</p> <p>3. 銀行が本明細の閲覧を認めないと判断したときは、銀行は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することができるものとします。</p> <p>4. 会員が理由の如何に関わらず銀行カードを解約した場合は、本明細の閲覧はできません。</p>

変更前	変更後
<p>第9条（免責事項）</p> <p>1. 銀行の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本サービスの提供が遅延又は不能となった場合、若しくは、銀行が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、銀行は何ら責任を負うものではありません。</p> <p>2. 銀行に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、銀行は何ら責任を負うものではありません。</p>	<p>第9条（免責事項）</p> <p>1. 銀行の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本明細の閲覧不能または通知の遅延又は不能となった場合、若しくは、銀行が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、銀行は何ら責任を負うものではありません。</p> <p>2. 銀行に故意又は重過失がある場合を除き、本明細を閲覧することによって生じたいかなる損害についても、銀行は何ら責任を負うものではありません。</p>
i D会員特約（携帯型：個人用）	
<p>第12条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。</p>	<p>第12条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。 なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p>
i D会員特約（専用型：個人用）	
<p>第12条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。</p>	<p>第12条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。 なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p>